

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	草津市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mynumber/dokuziriyou_todokede.html

執行機関名 草津市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	草津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業運営要綱(平成18年草津市告示第97号)による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第11の項 草津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業運営要綱(平成18年草津市告示第97号)による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	草津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業運営要綱(平成18年草津市告示第97号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対し、 <u>特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、且日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする草津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)</u> の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		草津市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業運営要綱(平成18年草津市告示第97号)